



# 広瀬川フォーラム

清流保全条例制定50年  
これからどうする広瀬川



2025年 1月19日 (日)  
13:30～17:00 (受付13:10～)

仙台市市民活動サポートセンター 6F  
セミナーホール

(仙台市青葉区一番町四丁目1-3 地下鉄南北線「広瀬通駅」西5番出口すぐ)

## プログラム

参加無料  
定員80名

- 13:30 開会 趣旨説明 広瀬川市民会議会長 江成敬次郎  
来賓挨拶 国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所 所長 田中誠柳 氏  
宮城県 仙台土木事務所 所長 大森隆博 氏  
仙台市 建設局百年の杜推進部 部長 鈴木 江美子 氏
- 13:50 パネルディスカッション  
山田一裕 氏 (広瀬川清流保全条例審議会前会長、東北工業大学教授)  
中嶋紀世生 氏 (宮城大学研究推進・地域未来共創センターコーディネーター、  
広瀬川創生プラン策定推進協議会委員)  
棟方有宗 氏 (宮城教育大学准教授)  
宍戸宗 氏 (広瀬・名取川漁協組合長)  
豊嶋純一 氏 (NPO法人都市デザインワークス プロジェクトデザイナー)  
コーディネーター：新川達郎 氏  
(NPO法人水・環境ネット東北代表理事、同志社大学名誉教授)
- 16:35 意見交換  
17:00 閉会

【主催】広瀬川市民会議

【共催】NPO法人水・環境ネット東北/NPO法人広瀬川の清流を守る会/NPO法人都市デザインワークス

【後援】仙台市

## 【開催趣旨】

「広瀬川の清流を守る条例」は、市民共有の財産である美しい広瀬川の清流を保全し次代へ引き継いでゆくために昭和49(1974)年9月に制定された、仙台市独自の条例です。

当時、全国的に先駆的な条例として制定されました。

本年2024年度は、条例制定から50年の節目になります。

条例の趣旨として述べられているように、清流を次代に引き継いでゆくことが求められます。

このことから、市民の立場、市民の視点から今後、清流広瀬川をどのように見ていくか、どのように育していくかを議論します。

### 広瀬川の清流を守る条例（昭和49年9月28日 仙台市条例第39号）（抜粋）

杜の都仙台の母なる川、広瀬川は、市民の水となり、豊かな耕土を支え、幾多の文化と歴史をはぐくみながら、市民の生活に潤いある調和をもたらしてきた。

既に、われわれは、健康都市宣言を行い、「清く、明るく、住みよい」仙台を都市つづくりの基本に掲げ、同時に広瀬川の清流を守るための環境整備に取り組んできた。

しかし、都市化の進展は著しく、このまま放置すれば広瀬川の清流は奪い去られようとしている。この市民共有の財産である美しい広瀬川の清流を保全して次代に引き継ぐことは、われわれに課せられた重大な責務である。

ここに、われわれは、衆知と総力を結集し、市民あげて広瀬川の清流を守ることを決意し、この条例を制定する。

#### (趣旨)

第1条 この条例は、広瀬川の清流を守るため市長、事業者及び市民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、自然的環境の保全等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (市長の責務)

第2条 市長は、あらゆる施策を講じ、広瀬川の清流を守らなければならない。

#### (事業者の責務)

第3条 事業者は、広瀬川の清流を守るため常に最大限の努力をしなければならない。

2 事業者は、その事業活動によって広瀬川の清流を損なわないよう、自己の責任と負担において、必要な措置を講ずるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

#### (市民の責務)

第4条 市民は、広瀬川の清流を守るため自ら努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

#### (知識の普及等)

第5条 市長は、広瀬川の清流を守るための知識の普及を図るとともに、市民の自主的活動の助長に努めなければならない。

(参照) 仙台市ホームページ

<https://www.city.sendai.jp/hirosegawasose/kurashi/shizen/midori/midori/seryu/index.html>

## 【お問い合わせ】

特定非営利活動法人水・環境ネット東北 事務局

〒980-0811 仙台市青葉区一番町四丁目1-3

仙台市市民活動サポートセンター内 (LC-30)

TEL 090-2979-5755

E-mail mizunet@mizunet.org

<https://mizunet.org>

#### 参加申込

- ①参加者全員のお名前、
- ②代表者連絡先を記入し、左記Eメール宛または  
申込フォーム(QRコード→)  
からお申し込みください。

